

仕 様 書

本業務は、下水道河川局庁舎に設置している自家用電気工作物の機能整備点検及びこれらの設備の円滑な運転確保を図るため保守点検を委託するもので、実施に当たっては下記によるほか「電気事業法」、「電気事業法施行規則」（以下「施行規則」という。）、「労働安全衛生法」等の関係法令を遵守し、併せて委託者の指示により業務を履行するものとする。

1 業務名

下水道河川局庁舎自家用電気工作物保安管理業務

2 電気設備設置場所

札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1

札幌市下水道河川局庁舎

3 業務履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 業務の内容等

(1) 保安業務内容

委託者の保安規程に基づき実施する受託者の保安管理業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

ア 電気工作物の設置又は変更の工事についての設計の審査、工事中の点検及び試験の実施

イ 設備概要は、「設備概要」（別紙1）のとおりとする。

ウ 電気工作物の維持及び運用を行うための定期点検測定及び試験の実施

【点検周期】

- ・月次点検 1月に1回
- ・年次点検 1年に1回
- ・臨時点検 必要なとき

詳細については、「定期点検・測定試験基準」（別紙2）のとおりとする。

(2) 緊急時の対応

受託者は、電気工作物事故発生時の応急処置の指導及び事故原因究明への協力並びに再発防止策の指導・助言及び必要に応じての臨時点検を行うものとする。

受託者は、電気工作物の事故が発生した時は、休日、夜間に拘わらず緊急出動を行うものとし、これに伴う費用は受託者の負担とする。

5 受託者の要件

受託者は、施行規則第 52 条の 2 に規定する外部委託の要件に該当する事業者でなければならない。また、受託者は、これを証する書類（別紙 3）を契約締結後速やかに提出するものとする。

6 保安業務担当者等の明確化

受託者は、施行規則第 53 条第 2 項第 2 号に規定する保安業務担当者を定めなければならない。

また、受託者は、保安業務担当者及び当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる当該保安業務従事者の氏名等を記載した「保安業務担当者等名簿」（別紙 4）を契約締結後速やかに提出するものとする。

なお、契約期間中に保安業務担当者等が変更となった場合には、再度名簿を提出し委託者の承諾を得ること。

7 災害時等における連絡

委託者又は受託者は、電気事故、その他災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合は、直ちに相互に連絡することとし、受託者は随時点検を行い委託者へ報告すること。

8 電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関する相互の義務及び責任

受託者はその職務を誠実に履行しなければならない。また、委託者は受託者の意見を尊重しなければならない。

9 連絡責任者の選任

委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用の保安のため必要な事項を受託者に連絡するための連絡責任者を選任し、受託者に通知するものとする。連絡責任者が変更となった場合も同様とする。

10 保安業務担当者等の本人確認、点検結果の報告及び記録の保存

(1) 委託者は、契約締結後速やかに受託者の保安業務担当者等と面接等を行い、本人確認を行うものとする。保安業務担当者等が変更となった場合も同様とする。

(2) 委託者は、受託者の保安業務担当者等が点検等を行う際に、当該保安業務担当者等が提示する身分証明書により本人確認を行うものとする。

(3) 委託者は、受託者の保安業務担当者等が行う点検等の終了時に当該保安業務担当者等から報告書及び完了届を提出させて報告を受けるとともに、点検等の実施者及び点検結果等に係る記録を保存しなければならない。

11 事業場への到達時間

受託者の保安業務担当者の主たる連絡場所が当該事業場に遅滞なく（2時間以内）到達し得る場所にあること。なお、主たる連絡場所等を明記した書類「執務状況表」（別紙5）を契約締結後速やかに提出するものとする。

12 北海道産業保安監督部への届出

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、委託者が北海道産業保安監督部長あてに行う保安管理業務外部委託承認申請に必要な申請書等の作成及び届出についての指導を行うこと。
- (2) 前項(1)の申請が北海道産業保安監督部の承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合、委託者は当該契約を一方的に解除できるものとする。

13 委託料の支払時期及び回数

年12回、毎月の均等払いとする。なお、各月に1円未満の端数がある場合は、全て初回に支払うものとする。

14 秘密の保持等

- (1) 受託者又は受託者の職員は、本契約の履行期間及び履行後において、業務上知り得た一切の秘密について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は受託者の職員に対し、前項の秘密の保持について適切な指導管理をしなければならない。

15 環境配慮

受託者は、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、業務の履行に係る環境負荷の低減に努めること。

16 その他

- (1) 全庁一斉停電を伴う年次点検は、原則として7月に実施するものとし、業務実施日は、下水道河川局庁舎で執務を行っていない土曜日、日曜日等で、委託者が指定する日とする。
- (2) 業務の実施に必要な工具類及び消耗品等は受託者の負担とする。
- (3) 受託者の原因による故障及び破損、事故等に伴う費用負担及び必要な措置は受託者の責任において行うこと。
- (4) 本点検により発見された不良箇所等の補修部品の交換については、予め本市担当職員の承諾を得ること。
- (5) 本点検業務において不明な点は、本市担当職員と十分協議し疑義遺漏の無きようにすること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、決定する。

(別紙 1)

設 備 概 要

1 名称及び所在地

札幌市下水道河川局庁舎

札幌市豊平区豊平 6 条 3 丁目 2 - 1

2 電気工作物の概要

電気工作物 の 概 要	需要設備	最大電力	7 5 0 kVA		
		受 電 電 圧	6 . 6 kV		
		供給発電電所名	豊平変電所		
		非 常 用 予 備 発 電 装 置	容 量	2 2 0	kVA
			電 圧	2 0 0	V

定期点検・測定試験基準

	電気工作物	項 目	種 別		
			月次点検	年次点検	臨時点検
受電設備 (構内電線路二次変電設備を含む)	引込線 電線及び支持物	外観点検	○	○	異常の発生または発生するおそれのある場合
		観察点検		○	
		※絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		※絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
	母線、計器用変成器 断路器、コンデンサ 避雷器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	配電盤及び制御装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作試験		○	
		継電器特性試験		必要に応じて	
	接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
電使用 場 気所	電動機、照明装置 配線及び配線器具 その他の機器類	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
非 予 備 常 用 電 装 置	内燃機関	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		起動試験	○	○	
	発電装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	

- (注) 1 外観点検とは、電源を遮断しない状態において梯子その他の器具を用いないで到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視（以下必要に応じ簡単な携帯計器の使用を含む。）などにより、電気工作物を点検することをいう。
- 2 観察点検とは、電源を遮断した状態において、容易に到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視のほか触手などにより電気工作物を点検することをいう。
- ただし、柱上設備など高所に施設され、触手することが困難な電気工作物については、必要に応じて双眼鏡を用いて点検する。
- 3 ※印を付した項目は、停電範囲その他の理由によって実施を延長することがある。
- 4 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びO F ケーブルが、「ポ

リ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物又は低濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

電気事業法施行規則第52条の2の要件に該当することを証する書類

年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者 (住所)

(氏名)

印

(業務名) 下水道河川局庁舎自家用電気工作物保安管理業務

イ. 保安業務従事者等	《保安業務担当者》 氏 名： 免状の種類：第 種電気主任技術者 免状の番号：第 号 交付年月日： 略 歴： 従 事 期 間：○年○ヶ月（ 種： 年以上） ※当該保安業務担当者が指示して点検を行わせる保安業務従事者がいない場合、以下の記載は省略。 《点検を行わせる保安業務従事者》 氏 名： 免状の種類：第 種電気主任技術者 免状の番号：第 号 交付年月日： 略 歴： 従 事 期 間：○年○ヶ月（ 種： 年以上） ※免状の写し及び実務経歴証明書は、別添のとおり
ロ. 機械器具保有状況 ※該当するものをチェック	☐ 絶縁抵抗計 ☐ 電流計 ☐ 電圧計 ☐ 低圧検電器 ☐ 高圧検電器 ☐ 接地抵抗計 ☐ 騒音計 ☐ 振動計 ☐ 回転計 ☐ 継電器試験装置 ☐ 絶縁耐力試験装置
ハ. 保安業務担当者が 担当する事業場数	・既に担当していた事業場の算定値累計 (件) ・申請電気工作物の算定値 合 計 値 < 33
ニ. 保安管理業務の適 確な遂行に支障が ないことの説明	保安管理業務を適切に遂行するためのマネジメントシステム が規定されている社内規定等は、別添のとおり
ホ. 問 責 履 歴 等	別添、宣誓書のとおり

(別紙4)

保安業務担当者等名簿

年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者 (住所)

(氏名)

印

(業務名) 下水道河川局庁舎自家用電気工作物保安管理業務

	氏 名	生 年 月 日	主任技術者免状の種類及び番号
保安業務 担当者			
保安業務 従事者			

(別紙5)

執 務 状 況 表

年 月 日

(あて先) 札幌市長

受託者 (住所)

(氏名)

印

(業務名) 下水道河川局庁舎自家用電気工作物保安管理業務

1. 執務状況

	通常の場合	緊急を要する場合
主たる連絡場所		
連絡方法		
当該事業場までの距離		
当該事業場までの所要時間		
利用交通機関		